



阿智村Aチーム（第5分団）

## 主な内容

- 国民健康保険税の税率改定 .....2P~3P
- 障害や疾病をお持ちのお子さんのための  
助成制度ご案内 .....4P
- 保育料を据え置きます .....6P
- 定住支援センターからのお知らせ.....7P
- 村の健診を受けましょう .....16P~17P

## 第5分団 飯伊大会で優勝

7月8日(日)阿南町で行われた、飯伊消防技術大会で第5分団が小型ポンプ操法の部で優勝し、29日上田市で行われる県大会に出場します。

阿智村消防団成績:

ポンプ車操法の部	第2分団	第6位
小型ポンプ操法の部	第5分団	優勝
	第3分団	第11位
ラッパ吹奏の部		第2位

# 平成24年度の 国民健康保険税の 税率を改定しました

六月八日に阿智村国民健康保険運営協議会を開催し、平成二十四年度の阿智村国民健康保険税の税率改定について審議いただきました。協議会の答申に基づき阿智村議会六月定例会に阿智村税条例の一部改正案を上程し可決されました。

平成二十三年度の医療給付費については、三億九千六百六万円となり、前年度に比べ約十二・四％減少し、被保険者一人当たりの医療費は七％減となりました。

このような状況の中で、平成二十四年度の国保会計について、課税所得が下がったことによる国保税の減収や、医療費を現状での見込に修正し検討したところ、歳入が約四千六百万円不足する見込です。

歳入の不足分は、前年度の繰越金一千九百万円と、基金

からの繰入を二千四百万円充て、課税所得が下がったことによる影響分の三百万円を税率を引き上げることにより補填し、必要額を確保することになりました。

これにより医療給付費分の所得割について〇・五六％引き上げをお願いし、五・二九％に改定します。なお、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は基金からの繰入により据置となります。

景気の低迷により所得が減少する中で皆様の負担が増すわけですが、医療費の抑制と併せまして、ご理解ご協力をお願いいたします。

## お問い合わせ先

民生課 保健係

☎ 四三一一二二〇〇

(内線 二四一)

## 税率表

区分		所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	H24年度	5.29%	14.00%	12,200円	16,100円	51万円
	H23年度	4.73%	14.00%	12,200円	16,100円	
	増減額(率)	0.56%	0%	0円	0円	
後期高齢者支援金分	据置	2.10%	9.72%	8,200円	6,400円	14万円
介護納付金分	据置	1.64%	9.95%	7,700円	6,000円	12万円

## 国保財政調整基金の推移

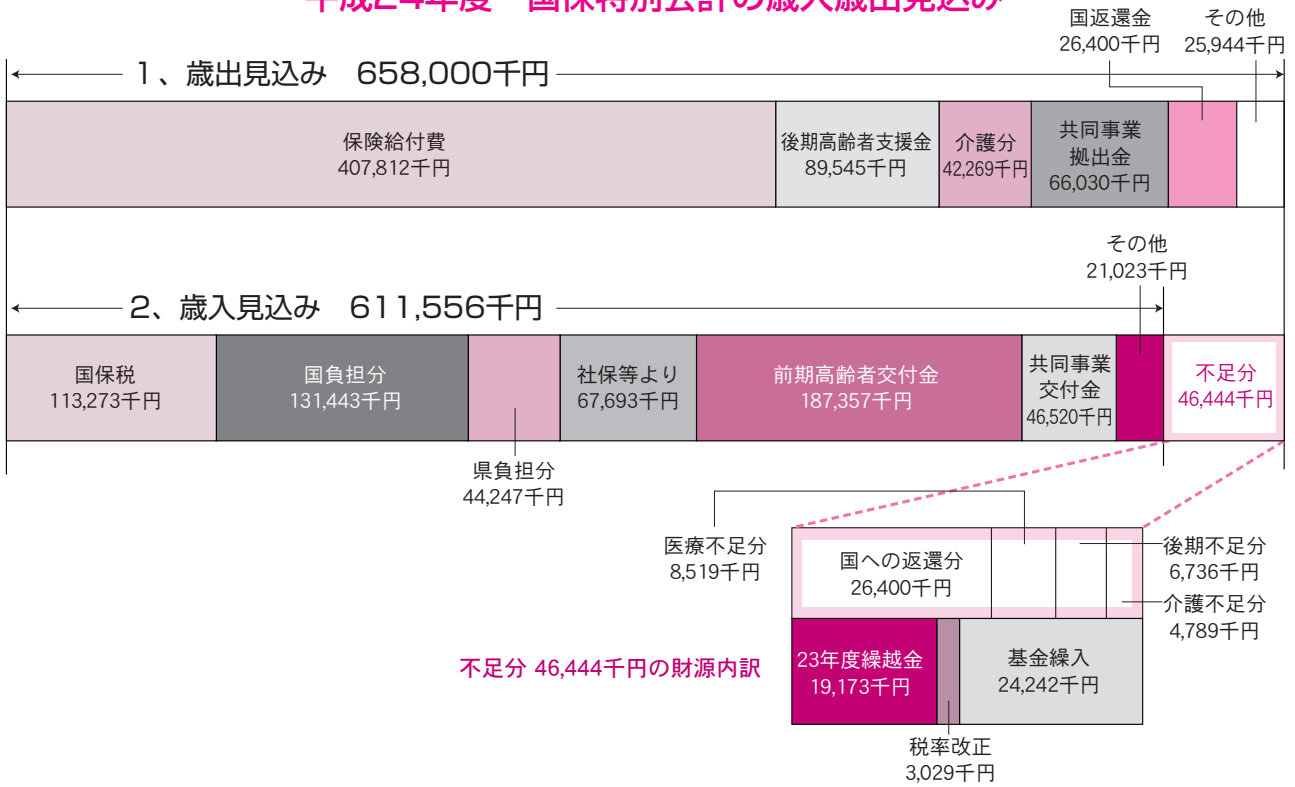
単位：千円

区分	22年度末	23年度末	24年度末(見込)
基金残高	150,500	134,960	110,690

平成23年度 国保特別会計決算見込



平成24年度 国保特別会計の歳入歳出見込み



モデル世帯の国保税額

例1

25歳 1人暮らし	
前年所得	100万円
固定資産税額	なし
-----	
H24年国保税額	92,300円
改訂前税額	88,500円
差額	3,800円

例2

世帯主35歳、妻30歳、子ども2人	
世帯主前年所得	150万円
妻の前年所得	50万円
固定資産税額	10万円
-----	
H24年国保税額	226,700円
改訂前税額	219,200円
差額	7,500円

例3

世帯主50歳、妻48歳、子ども2人	
世帯主前年所得	150万円
妻の前年所得	50万円
固定資産税額	10万円
-----	
H24年国保税額	280,000円
改訂前税額	272,500円
差額	7,500円

例4

世帯主70歳、妻68歳	
世帯主前年所得	80万円
妻の前年所得	なし
固定資産税額	10万円
-----	
H24年国保税額	121,600円
改訂前税額	119,000円
差額	2,600円

## 障害や疾病をお持ちのお子さんのための 助成制度のご案内

村では、村内に在住の障害や長期にわたる治療等が必要な疾病をお持ちのお子さんとそのご家族のための助成制度を開始しました。

### 【阿智村児童医療費等助成事業】

医療保険等適用外の治療が必要と診断された児童の医療費や装具について、助成します。

- 対象者は十八歳未満の児童で次の①②のいずれかに該当する方です。
  - ①医師により医療保険適用外の治療が必要と診断されていて、他に助成等を受けることができない方
  - ②医師により補装具が必要と診断されていて、その補装具が医療保険適用外のもの又は他に助成を受けることができないもの
- 助成の内容
  - ・医療費 年間五十万円を限度として、医療費の七割を助成します。

・装具 障害者自立支援法による補装具費の基準額に基づき算定します。

### 【阿智村小児慢性疾患等通院費等助成事業】

飯田下伊那地域の医療機関では治療ができないために、遠方の医療機関に通院する児童・保護者の通院費用について助成します。

- 対象者は十八歳未満の児童で次のいずれかに該当する方です。
  - ①身体障害児育成医療給付事業の対象者
  - ②小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者
  - ③その他治療が困難で長期にわたる疾病をお持ちの方
- 助成の内容
  - ①有料道路通行料の五割
  - ②電車、バス等を利用した場合の

料金の五割  
③宿泊施設を利用した場合の宿泊費（食事代を除く）。ただし一泊あたり四千円以内。

【注意】障害者手帳による割引や他の助成を受けることができる方は対象になりません。

制度を利用するためには、申請が必要です。まずは左記までご相談ください。

・民生課 福祉係

☎四三二二二二〇  
(内線二四三)

お子さんの発達のこと、育児の不安や心配ごとなど、お気軽にご相談ください。

・子育て支援センター

☎四五一一三三三

・民生課 保健師または福祉係

☎四三二二二二〇  
(内線二二八・二二九)

## 介護マークについて

高齢者や障がい者の方の介護は、お店や駅のトイレに付き添う時や、男性介護者が女性用下着を購入する時など、周囲の人に誤解や偏見を持たれることがあります。

県では、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために「介護マーク」を作成しました。外で介護する際には首から下げて使用します。

利用を希望される方には無償で提供していますので、役場民生課福祉係の窓口、または自立生活支援センターでお受け取り下さい。

### お問い合わせ

民生課福祉係 ☎四三二二二二〇

(内線二四三・二四三)

自立生活支援センター

☎四五一一一四〇

長野県 介護支援室

☎〇二六一三三三五一七一一



介護マーク

## 村営住宅の

### 入居者募集

村営住宅・アラヤ第一団地・定住促進堀上住宅・下島住宅の入居者を募集します。募集住宅名・戸数・間取り等は次のとおりです。

入居を希望される方は、役場地域経営課 定住促進係までご連絡ください。

#### ○お問い合わせ

地域経営課定住促進係

☎ 四三二二二〇（内線二二二）

住宅名	戸数	間取り	地区名	条件等
アラヤ第一団地	3戸	3DK	清内路	公営住宅 所得制限あり
定住促進堀上住宅	1戸	3LDK	清内路	世帯向け
下島住宅	2戸	3DK	清内路	世帯向け

## 長野県知事表彰

長野県内の各分野で顕著な功績をあげた団体・個人を表彰する「長野県知事表彰」に、智里西地区の渋谷秀逸さんが表彰されました。

渋谷さんは、地元園原で飲食店を開業したのをはじめ、温泉やレジャー施設の開業に協力するなど、観光事業で地域の発展に尽力されてきました。平成三年頃からは、園原に花桃を自ら植え続け、園原を花桃の桃源郷として多くの観光客が訪れる、明るく活気ある地域へと発展させました。今では、阿智村も「花桃の里」として知名度が上がり、毎年催される「花桃まつり」は、約二十万人の観光客が訪れる阿智村観光の目玉の一つとなり、その効果は、昼神温泉郷など村内の他の観光地にも波及しています。



## 後期高齢者医療にご加入の皆さまへ

平成24年4月1日以降に受けられた方から対象になります

## 人間ドックと脳ドックの補助制度ができました

### ① 対象者は

長野県後期高齢者医療保険料の未納が無く、阿智村に住所を有している方です。

### ② 補助内容は

検査料金の7割以内で、上限額は3万円です。オプション検査は対象外です。

### ③ 持ち物は

保険証、領収書、印鑑、健診結果、通帳など振込先のわかる物です。

### ④ 手続きの場所は

阿智村役場本庁または各振興室でお願いします。

#### ●お問い合わせ先●

民生課 保健係 43-2220（内線 241）



**保育料を  
据え置きます**

七月三日開催の阿智村保健福祉審議会児童福祉分科会（山本博宣委員長）で、平成二十四年度の保育所保育料について「据え置き」との答申があり、決定しました。

主な根拠は

○平成二十二年度の大幅な改定や昨年度の浪合地区保育料の統一から間がないこと

○国は二十二年度に変更して以降徴収基準額を変更していないこと

○年少扶養控除等の廃止が、保育料に影響しないよう扶養控除見直し前の旧税額に換算して保育料を決定することとしたこと

○近隣市町村と比較して、金額設定がほぼ程度にあること等です。  
これにより、七月からは据え置かれた下記の徴収基準額表で前年分所得等に基づき納めて頂くことになります。

保育料は保育園の運営に欠かせない大切な財源です。引き続き期限内納付にご協力をお願いします。

**平成24年度保育料徴収基準額表**

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準（月額）		
階層区分	定義	未満児の場合（円）	3歳児の場合（円）	4歳以上児の場合（円）
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,300 (6,300)	5,500 5,300
第3階層		村民税課税世帯	14,800 (13,800)	11,100 10,800
第4-1階層		20,000円未満	20,200 (19,200)	15,300 14,900
第4-2階層		20,000円以上 40,000円未満	22,500 (21,500)	17,900 17,500
第5-1階層		40,000円以上 71,500円未満	26,800 (25,800)	19,700 19,200
第5-2階層		71,500円以上 103,000円未満	31,000 (30,000)	20,000 19,800
第6-1階層		103,000円以上 258,000円未満	35,600 (34,600)	20,800 20,400
第6-2階層	258,000円以上 413,000円未満	39,100 (38,100)	21,200 21,000	
第7階層	413,000円以上	42,500 (41,500)	24,600 24,200	

- \* 3歳到達児童の保育料は、未満児の保育料から1,000円を減額。
- \* 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所している場合、保育料が軽減されます。
  - ・ 同時入所児童のうち1人目は全額徴収、2人目は1/2徴収、3人目は無料。
- \* 3子目以降の3歳以上児は全額免除。3歳未満児は1/2徴収。
- \* 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
  - ・ 第2階層は全額免除。第3階層は1,000円減額。
- \* 阿智村に住所を有する広域入所児童1人あたり、徴収基準額に5,000円を加算。

お問い合わせ 教育委員会 ☎45-1231

## 定住支援センター からのお知らせ

◆定住支援センターでは、村内にお住まいの方や、村外から移住されて来る方が、この阿智村に住み続けて頂くことを目的として、役場庁舎一階に「定住支援センター」を設置し、定住支援を行っています。住宅相談、空き家活用、住宅新增改築支金、若者定住用分譲住宅地など、各種定住相談をお受けしていますので、お気軽に定住支援センターまでご連絡下さい。

### 定住支援制度について

現在、行っています定住支援制度についてお知らせします。

#### ○住宅建築関係の支援

〔住宅の新增改築に支援いたします  
す 最大二二〇万円〕

#### ■若者定住住宅新增改築等支援金

年齢四〇歳以下の方を対象に、定住を目的として、住宅を新築・増築・改築 また、空き家や住宅用地の取得をされる方に最大二二〇万円まで支援します。

(期間：平成二六年三月末まで)

#### ■集落定住者維持住宅新增改築等支援金

年齢四一〜五〇歳までの方を対象に定住を目的として、住宅を新築・増築 また、空き家や住宅用地の取得をされる方に最大二〇〇万円まで支援します。高齢化率四〇%以上の特定集落等にお住まいの方は、この制度の年齢制限はありません。

(期間：平成二六年三月末まで)

#### ○空き家関係の支援

〔定住者確保のため空き家をお貸しください〕

#### ■空き家情報活用制度

集落内の空き家を活用し定住者を増やすため、「阿智村空き家情報活用制度」を行っています。

集落内の空き家で賃貸や売買可能な物件について、所有者に空き家登録を行って頂き、空き家利用を希望される方に情報を提供しております。

古民家をご希望される方も多くありますので、古い建物の登録も致します。是非、空き家情報活用制度へのご登録をお願いします。

#### ■ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金

空き家の賃貸・売買をするために

必要な整備(ゴミの処分、水道設備や、雨漏りの修繕など)の経費に対して、その物件の所有者へ最大二〇万円まで支援します。

#### ○イターン者受け入れ集落支援

〔イターン者を受け入れた集落に対し支援いたします〕

#### ■イターン受け入れ集落支援金

高齢化率四〇%以上の特定集落等で、村外からのイターン者を迎え入れた集落に対して、イターン者を快く受け入れて頂くことを目的とし、受け入れ一件につき、集落に五万円支援いたします。

### 人口を維持するために村民のみなさんをお願いしたいこと

■村の人口は、平成二二年四月に七、二一五人であったのが、平成二四年四月には六、九五三人と、この三年間で二六二人減ってしまいました。多い年では、年間に一四人も減っており、このまま人口が減りつづけると一〇年後には、約一、〇〇〇人以上の人が減ってしまうことも考えられます。人口が

減り続けると、集落の維持ができなくなったり、村内の経済活動が後退したり、行政サービスが縮小したりと、不便で住み難い村となってしまうことも予想されます。

そのため、これからも定住支援に力を入れて参りますが、今の人口を維持するために、引き続き、村の皆さんの御協力をお願い致します。

人口を維持するためには、

- 村にお住まいの方が、これからも元気でこの村で暮らす。
- お子さんやお孫さんに、この村に残ってもらう。
- お婿さんやお嫁さんに来てもらう。

- 村外にいる子供や兄弟、親戚などに戻って来てもらう。
- 阿智村へ移住を希望される方を迎え入れる。

- みんなで魅力ある住み易い村をつくることなど

です。お願い致します。

#### お問い合わせ

定住支援センター

☎ 0431-22210

# 農業委員会からのお知らせ

## 遊休農地をなくそう

担い手不足や高齢化などから耕作放棄地、不作付地などの遊休農地が急増しています。遊休農地は雑草の繁茂や病害虫の発生、鳥獣害、農地の利用集積の阻害といった農業現場での問題を引き起こします。年に一度は耕起し、耕作放棄地にならないようにしましょう。

農業委員会では、年に一回農地の利用状況を調査することになっております。農地を耕作できず貸したいという方はご相談下さい。

## 農地の貸借について

農地を農地として貸し借りする場合にも、許可・届出が必要です。忘れずに手続きをして下さい。また、「農地を管理できないので貸したい」という方や、「貸したい農地はあるけど離作料や補償の問題が…」という方は農業経営基盤強化促進法による利用権の設定をお勧めします。農業委員会では農地の紹介・あっせんを行なっています。利用権に関する詳細についてはお問い合わせください。

## 下限(別段)面積について

農地を取得する際には下限面積五十アール(取得する農地も含めて)を確保する必要があります。

伍和地区は基準の五十アールですが、その他の地区は、当委員会が必要別段の面積を次のように定めています。会地地区、智里地区は三十アール、浪合地区と、清内路地区は二十アールとなっています。

## 転用については事前に相談ください

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員または、農業委員会事務局までご相談下さい。

(所有者が二百㎡未満の農業用施設として転用する場合は、許可は不要ですが届出は必要です。)

申請書受付締切は、  
毎月十五日です。

### お問い合わせ

農業委員会事務局(ふるさと整備課内) (0431-111110)

## 平成24年度 農作業標準労賃・機械作業料金

【阿智村農業委員会】

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。
3. 消費税5%は、内税とします。

### ◎農作業労賃

(単位：円)

	作業別種類	単位	賃金	摘 要
稲作	一般作業	1日	6,400	
	田植作業	1日	6,500	
	防除作業	1時間	1,600	◎散布機持ち込み
畑作	一般作業	1日	6,400	
果樹	せん定作業	1時間	1,600	
	花付け作業	1時間	850	
	一般作業	1日	6,400	

### ◎機械作業料金

(単位：円)

	作業別種類	単位	標準労賃・機械作業料金	摘 要
	機械オペレーター	1時間	1,600	◎労務受託者のみ
	耕起のみ	10アール	8,500	◎15cm耕起を基準とする。 面積3アール以下のほ場については、20%増しとする。
	代かきのみ	10アール	12,500	◎代かきはあげ代を条件とする。
	田植作業	10アール	10,000	
	バインダー	10アール	10,000	◎結束ひも付き ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。



コンバイン	10アール	23,000	◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
ハーベスター	10アール	10,500	◎面積3アール以下のほ場については、20%増しとする。
乾燥のみ	1俵	600	◎玄米 水分18%未満
		900	◎玄米 水分18%以上
もみすり	1俵	900	◎技術者付き。 ◎20俵以下は20%増しとする。
S・S防除作業	10アール	3,500	◎農薬は委託者持ち
草刈り作業	1時間	1,500	◎燃料・機械は委託者持ち

### ◎農業機械貸付け料金

(単位：円)

機 械 名	単 位	賃 金	摘 要
乗用トラクター	10アール	5,000	◎耕起のみ ロータリー付き
乗用型田植機	10アール	5,000	◎歩行型は半額位
バインダー	10アール	5,000	
ハーベスター	10アール	5,000	
乗用モア	10アール	3,000	

※燃料は借受者持ちとする。

### ◎残苗料金

(単位：円)

残 苗	単 位	賃 金	摘 要
残 苗	1箱	600	

## クマが出没する時期 になりました

七月から九月は、山のえさが不足となるため、果樹やトウモロコシ、民家付近の残飯などの餌を求めてツキノワグマが人家付近まで近づいて来てしまいます。

特に早朝や、夕暮れ時はクマが活発に行動する時間帯ですので、散歩や、農作業などの際はラジオや鈴などの音の出るものを携帯し、クマと遭遇しないよう注意しましょう。

また、クマを見かけたり、足跡など出没の形跡があった場合は役場まで情報提供の協力をお願いします。

### お問い合わせ、連絡先

ふるさと整備課 林務係

☎ 四三二二二二〇 (内線二二二)

## アメリシロ防除について

この時期アメリシロは、糸を吐いて巣を作りその中で過ごします。ふ化してしまつと巣を出て被害が拡大してしまいますので、見つけ次第、被害枝を巣ごと切り取り、焼却等により処分をお願いします。

今後(8月～9月)の被害を大きくしないためにも今から早期の防除に努めてください。

### お問い合わせ先

ふるさと整備課 農政係

☎ 四三二二二二〇 (内線二二六)

## 大規模防護柵の 設置について

村では、大規模防護柵の設置を推進するため、防護柵設置に必要な山林の伐採に要する経費について助成することになりました。あくまでも山林等の伐採に要する経費のため、下刈りや立木の補償、伐採した木の運搬費は助成の対象外になります。詳細については、係までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

ふるさと整備課 農政係・林務係

☎ 四三二二二二〇 (内線二二六)



## 人事異動

( )内は旧任

〈五月七日付〉

### 【総務課】

▽消防防災係長事務取扱 石原哲成

(ふるさと整備課)

### 【ふるさと整備課】

▽林 克幸 (臨時的任用)

〈六月一日付〉

### 【民生課】

▽美濃部尚子 (臨時的任用)

▼退職者 (七月十日付)

▽教育委員会 林 高倫

## 軽自動車税についての お知らせ

軽自動車税は、毎年四月一日現在の原動機付自転車、軽自動車等の所有者にかかる税金です。軽自動車等を取得した場合や、譲受、廃車をしたい場合には申告が必要です。

尚、年の途中で登録した場合の月割の課税や廃車した場合の月割の還付はありません。

☆乗らなくなったバイクや軽自動車  
など廃車・名義変更の手続きをお  
忘れなく

### 軽自動車の登録・異動手続き

車種	事由	必要なもの	手続きの場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用作業車含む)	販売店からの購入	・所有者の印鑑 ・販売証明書	阿智村役場 出納室 税務係 ☎43-2220 (内線248・249)
	転入 (阿智村ナンバーへの付け替え)	・所有者の印鑑 ・廃車受付書又は車体番号が確認できるもの	
	譲り受ける場合	・所有者の印鑑 ・廃車受付書又は車体番号が確認できるもの	
	紛失	・所有者の印鑑 ・標識交付証明書 ・弁償金100円	
	盗難 (警察への届出が必要)	・所有者の印鑑 ・標識交付証明書 ・盗難届の写し又は受理番号	
	譲渡する場合	【同一世帯内の場合】 ・所有者の印鑑 ・標識交付証明書 【その他】 ・新旧所有者の印鑑 ・標識 (ナンバープレート)	
	転出	・所有者の印鑑 ・標識 (ナンバープレート)	
	廃棄	・標識交付証明書	
☆車体番号の確認方法			
	販売証明	販売店が発行する書類	
	自賠責保険証書	新所有者の住所・氏名・車台番号が明記されたもの	
	廃車受付書	前所有者が廃車した時の証明	
	車体確認	車両を確認する	
軽二輪 (125ccを超え 250cc以下の オートバイ) 二輪 (250ccを超える オートバイ) 軽四輪・軽三輪	長野県飯田地区自家用自動車協会 飯田市鼎切石5123番地 電話 0265 (22) 0450 お問い合わせください。		

他人に譲ったり、廃車するなどして、現在所有していないバイクや軽自動車はありませんか。軽自動車は毎年四月一日現在に所有している方(登録名義人)に課税されます。実際に所有していない場合でも、廃車の手続きをしていない方は軽自動車税が課税されますので、三月三十一日ま

で左記の該当する場所で廃車や名義変更の手続きをしてください。  
☆農耕用作業車も全て登録が必要です  
農耕用作業車(乗用装置のある)ンバインヤトラクターなど)や工場・事業所内で使用されるフォークリフトや小型ホイールローダーなどで、道路を運行しない車両であっても全

て登録する必要があります。これらの車両をお持ちの方、また更新などにより新規車両が未届けになっている場合は、必ず役場へ申告し標識の交付を受け、交付された標識は車体の見やすい箇所に常に取り付けているようにしてください。

## 水道の不具合はありま せんか

### 1 漏水かな?と見たときは…

水道メーターにはパイロットとい  
う銀色のコマのようなものが付いて  
います。(図1、図2参照)

自宅の蛇口をすべて閉めても、こ  
のコマが回っている場合は、宅地内  
のどこかで漏水しています。

宅地内(水道メーター付近より建  
物側)の漏水は、早急に村の指定給  
水装置工事業者に依頼して修理を  
してください。

なお、水漏れにより水量が増えて  
しまった水道料金は、軽減措置によ  
り一部減額となる場合がありますの  
で、役場上下水道係までお問い合わせ  
ください。

### 2 水の出が悪くなったとき…

水の出が悪くなったときは、敷地  
内の水道管が破裂して漏水している  
か、管内に錆こぶがきたり、スト  
レーナに錆などがたまっていること  
が考えられます。村の指定給水装置  
工事業者に相談ください。

### 3 白い水、赤い水が出るとき…

白い水が出るときは、水道工事に  
よる断水のため、水道管の中に空気  
が入り小さな気泡が混ざったため  
です。しばらくすると、空気が抜けて  
透明になりますので、安心してお使  
いください。

赤い水が出るときは、水道工事に  
よる断水や、火災時の消火栓使用な  
どにより、管についている錆が取れ  
て赤い水が出る場合があります。ま  
た、宅内配管の老朽化によっても赤  
い水が出る場合があります。そのよ  
うなときは、上下水道係までご連絡  
をお願いします。

### 4 水道の故障

ご家庭で修理できない故障は、止  
水栓を閉めるか、漏水箇所を固くし  
ばるなど応急処置を施し、村の指定  
給水装置工事業者へ連絡してくだ  
さい。

なお、新設、増設、変更、修理な  
どは、村の指定を受けた給水装置工  
事業者以外はできません。

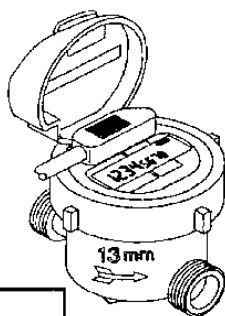
※阿智村宮水道指定給水装置工事事  
業者は、現在三十二社登録されて  
います。工事を依頼される事業者

に阿智村の指定工事店が確認され  
るか、役場上下水道係までお問い  
合わせください。



水を使用していないときにパイロットが動いてい  
れば漏水です(図1)

遠隔式メーターの場合▶  
(図2)



最小目盛	積算値表示例
0.1 L	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>12345678</span> <span>1.000 L 表示</span> </div> </div>

### 公平な費用負担のために

水道事業の経営は、みなさまか  
らお支払いいただいております水  
道料金によってまかなわれます。  
しかしながら毎年、未収金が発生  
しているのが現状です。

『水』は生活に欠くことができ  
ないものです。しかし、『料金を  
払わなくても水は出る』ものでは  
ありません。お支払いいただけな  
い方もさまざまな事情があるとは  
思いますが、今後は公平性を保つ  
ために、一層の未納対策を実施  
し、やむを得ず給水停止を実施さ  
せていただく場合もあります。  
『水』も貴重な資源であり商品な  
のです。

### お問い合わせ先

ふるさと整備課上下水道係

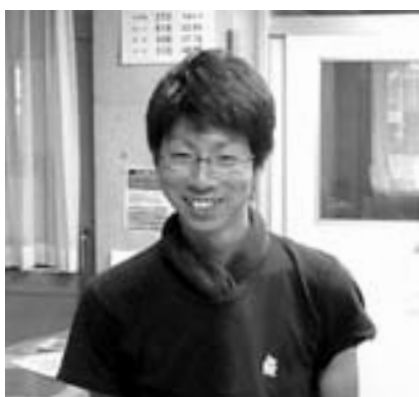
☎四三一一二二〇(内線二二二)

## 浪合に新しい仲間が登場！

地域おこし協力隊の浪合担当としてやって来ました、木下善雄と申します。

生まれは愛知県瀬戸市で、約二年間小牧市で運送会社に勤めた後、今に至ります。父親の実家が下伊那郡喬木村にあり、信州に何度か訪れるうちに「いつか住んでみたいな」と思っていました。

浪合を始めとして、阿智村は農業・観光・自然や歴史など、それぞれの地域が持つ特色がたくさんあります。それらを組み合わせ、今までに無かったかたちで「地域のためになる地域おこし」をやっていこうと考えています。



地域おこし協力隊の木下善雄さん

## 小黒川のミズナラの枝折れと今後の対策について

「おおまき」の愛称で知られる清内路の巨木「小黒川のミズナラ」（国指定天然記念物）について、六月二十三日地元からの通報があり確認したところ、ミズナラの北側の主要な枝一本が折れ、付け根部分が剥離しており、幹と枝の内部が一部腐っていました。

近頃、小黒川のミズナラが弱って



小黒川のミズナラ 枝折れ状況

いると心配されており、村教育委員会としても昨年より県教育委員会と相談して、現地調査や枯れ枝調査を行い、文化庁調査官の派遣を依頼した矢先でした。

六月二十八日に文化庁調査官と今後の対策の検討を行い、調査官からは、片側だけ大きくえぐられてミズナラのバランスが悪くなったが、今後どうやってこの状況を維持できるかが課題と指摘されました。

村教育委員会としては、文化庁の指導をいただきながら、傷口保護等の応急処置、バランスの確保、樹勢回復のための措置等を考え、地元関係者のみならず外部の専門家や樹木医を加えた保護対策の委員会を立ち上げ、今の状態を守っていきたくと考えております。

なお、現状につきましては危険ですので立ち入り禁止とさせていただきます。

### お問い合わせ先

教育委員会

☎四三二二二〇（内線五二二）

## 放送大学

### 10月入学生募集

放送大学では、平成二十四年度第二学期（十月入学）の学生を募集しています。放送大学はテレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、教養を深めたい、仕事に活かしたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。詳しい資料を無料でお送りいたします。お気軽にお問い合わせください。放送大学ホームページでも受け付けております。

### ◇出願期間

平成二十四年六月十五日（金）～平成二十四年八月三十一日（金）（インターネット出願は、六月一日（金）から受付開始）

### ◇資料の請求・お問い合わせ先

放送大学長野センター  
〒三九二一〇〇〇四  
諏訪市諏訪一六六一  
☎〇二六六一五八一三三三三  
（月曜日・祝日休み）  
放送大学ホームページ

<http://www.ouj.ac.jp>



# 村議会議員の選挙について

## 平成24年 阿智村議会議員一般選挙

告示

11月13日(火)

投開票

11月18日(日)

※国政選挙の関係で日程が変更になる場合があります

### 選挙区

・全村一選挙区

### 議員定数

・定数 十二人

### 立候補の届出

・告示日の一日のみ  
・供託金なし

### 選挙運動

告示日に立候補の届出をしてから投票日の前日までに限り行うことができます。  
それ以外の期間、立候補の届出前に行うことは事前運動として禁止されています。

### ◇お問い合わせ先

阿智村選挙管理委員会事務局

電話 四三一一二二〇〇

## 平成24年度 自衛官等募集案内

	一般曹候補生	自衛官候補生	
	《自衛官として定年まで働きたい方に！》	《任期制の自衛官になりたい方に！》	
資格	18歳以上27歳未満(男女)	18歳以上27歳未満	
		【男子】	【女子】
受付期間	平成24年8月1日～9月7日	平成24年8月1日～9月7日	平成24年8月1日～9月7日
試験日・第1次試験	平成24年9月17日	平成24年9月15日・16日・29日・30日のうちいずれか1日	平成24年9月23日
	航空学生	看護学生	防衛医科大学校学生
	《海上・航空自衛隊のパイロットを目指したい方に！》	《看護師を目指したい方に！》	《医師を目指したい方に！》
資格	高卒(見込み含む)21歳未満(男女)	高卒(見込み含む)24歳未満(男女)	高卒(見込み含む)21歳未満(男女)
受付期間	平成24年8月1日～9月7日	平成24年9月3日～10月1日	平成24年9月3日～10月1日
第1次試験(学科)	平成24年9月22日	平成24年10月20日	平成24年10月27日、28日
	防衛大学校学生		
	《幹部を目指したい方に！》		
資格	高卒(見込み含む)21歳未満(男女)		
	【推薦試験】	【一般試験】	
受付期間	平成24年9月3日～5日	平成24年9月3日～10月1日	
試験日・第1次試験	平成24年9月29日、30日	平成24年11月10日、11日	

※ 詳しくは、自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所までお問い合わせください。 ☎0265-22-2613



# 広報説明会から ― 質疑応答集 ―

各部落で行われている、広報説明会において出された質問・意見を紹介します

**質問・意見** 防災無線のお知らせの

時間帯の変更は何故か。今まで九時に流れていたのに錯覚をしてしまう。チャイムが流れない理由についてお知らせがあったのか。

**回答** 現在、お知らせの時間帯等を試行（実験）で変更しています。これは、夜のお知らせの時間が遅い、又、夜のチャイムは必要ないのでというご意見が多く寄せられたことにより行っています。四月一日から試行していますが、その際変更することのお知らせをしましたが、不十分であったと反省しております。今の時間帯等で決定ということではなく、皆さんのご意見により最良のものとしていきたいと考えています。（総務課）

**質問・意見** 国保の届出が遅れると「国保税をさかのぼって納付」加入までの医療費を全額負担」とあるが詳しく

説明をお願いしたい。

**回答** 社会保険等を喪失された場合は、届出を行い国保加入の手続きをします。この届出を忘れていた場合、国保加入日は社会保険等を喪失した日までさかのぼります。半年前や一年前までさかのぼることもあり、その分の国保税は納付しなければなりません。また、届出を忘れていると保険証が無いため、病院にかかる際は通常一〜三割負担のところを十割負担していただくこととなります。ご面倒をおかけしますが、届出をお願いいたします。（民生課）

**質問・意見** 介護保険料はどのくらい上がったのか。

**回答** 個人毎の保険料の基となる「基準月額」が第四期：四、二五八円、第五期：五、四二五円と一、一六七円上がっています。（民生課）

**質問・意見** 人間ドック受診者補助の対象と年齢は。また脳ドックは対象となるのか。

**回答** 四十歳〜七十四歳の国保加入者が対象となり、場所はどの病院でも結構です。また、脳ドックも対象となります。今年度から後期高齢者医療制度加入者も対象となります。（民生課）

**質問・意見** インフルエンザの予防接種の補助は一回なのか。他の病院で二回と聞いたことがあるが。

**回答** 阿智村では一回が対象となっています。（民生課）

**質問・意見** 村の健診について、七十五歳以上の健診についても補助がついたそうだが。

**回答** 後期高齢者（七十五歳以上）が人間ドックを受ける場合、国民健康保険加入者と同じ内容（検査料の七割相当額まで、上限は三万円）で補助が受けられる制度ができました。詳細は民生課保健係までお問い合わせ下さい。（民生課）

**質問・意見** 人と農地の問題解決のための話し合いについて、日程が決

まっていれば教えて欲しい。  
**回答** 話し合いについては、行政囑託員さんを通じて各地区ごとにお願ひしております。（ふるさと整備課）

**質問・意見** 婚活のPRをしっかりとしてほしい。人口減が村の最大の課題になっている。

**回答** 村の広報・チラシ配布などでお知らせしています。村もこの事業に取り組みますが、ご近所での世話が大きな力ですので、ご協力ください。（協働活動推進課）

**質問・意見** 集落維持活動支援金について、部落単位では小さく捉えすぎだと思ふ。

**回答** この制度は高齢化率の高くなった集落の維持のために住民活動を支援するものです。身近な範囲でできること、変えていけることを行動に起こしていただきたいと思います。清内路全体が人口減の中で区や自治会で取り組む課題が多くなっています。集落維持の課題は山間地の抱える大きな課題として、行政全体で支援しますので振興策と一緒に考えていきたいと思ひます。（協働活動推進課）

# こんにちは 自立生活支援センターです

自立生活支援センターは、地域で暮らす高齢者や障害をお持ちの方とご家族、  
また近隣の方々のための「**なんでも相談窓口**」です。  
みなさんがいつまでも健やかに住み慣れた阿智村で生活していけるよう、保健師・  
社会福祉士が支援します。

## ★何でもご相談ください★

問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげるお手伝いをします。

たとえば…

- 家族が介護の必要な状態になってしまった。
  - 近所のお年寄りの様子がおかしい、心配。
  - 今は一人でも大丈夫だが、この先のことを考えると不安…
- 介護に関する相談以外でも結構です。

## ★みなさんの権利を守ります★

悩みや疑問を一人で抱え込んでいませんか？  
たとえば…

- 悪質な訪問販売の被害にあっしまい、どうしたらいいかわからない。
- 介護サービスを利用したいが、手続きができるか心配。
- 財産管理に自信がなくなった。
- 近所の高齢者が虐待にあっているようだ…。

「どこに相談すればいいのかわからない」というお悩みも、  
お気軽にご相談ください。

場所 **阿智村役場庁舎1階④番窓口**

電話 **45-1140** (24時間対応)

まずはお電話下さい。状況に応じて訪問も行います。

## ★さまざまな方面からみなさんを支えます★

高齢者・障害をお持ちのみなさんにとって、より暮らしやすい地域になるように、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れています。

### こんなサービスもあります！

#### 配食サービス

お昼のお弁当を配達します。独居、高齢者のみの世帯、日中独居になる方等ご相談に応じます。

#### こんにちは訪問

独居、高齢者のみの世帯、その他必要な方をヘルパーが定期的に訪問し、安否確認を行います。いずれも申請が必要ですのでご相談下さい。

## ★介護予防が大切です★

たとえば…

- 畑で野菜を作り続けたいな…
  - 公園まで散歩できるようになりたいな…
- ⇒要支援1・2の方にはケアプランを作成し、自立した生活が続けられるよう支援します。
- 足腰が痛くて外に出ることが少なくなった
- ⇒おたっしゃかいやサロンで介護予防の体操や脳トレーニングなどを行っています。

# 村の健診を受けましょう

村民の皆さん、健康診断を受けていますか？

体重のこと、血圧のこと、血糖のこと、コレステロールのこと、気にしていますか？

ちょっと気になる体のことを、健康診断で調べることができます。

以下の日程で健診を実施しますので、対象者の方は必ず受診してください。

8月1日（水）	伍和公民館	受付	8：00～10：00	・ 12：30～13：30
8月2日（木）	智里東公民館		8：00～10：00	
	智里西公民館		12：30～13：00	
8月3日（金）	浪合コアホール		8：00～10：00	
8月6日（月）	清内路公民館		8：00～10：00	
8月7日（火）	保健センター		8：00～10：00	・ 12：30～13：30
8月8日（水）	保健センター		8：00～10：30	・ 12：30～13：30
9月5日（水）	保健センター		8：00～10：00	

## 特定健診 受診時の持ち物

- ・ 特定健診受診券（黄緑色の用紙）
- ・ 特定健診問診票（A3サイズ用の紙）
- ・ 健診費用1,000円
- ・ 国保保険証

## C型肝炎・前立腺がん検診を申し込まれた方へ

C型肝炎・前立腺がん検診も上記日程で実施します。  
受診券と検診費用（各600円）を持って、受診してください。

## ～お知らせ～

1. 加入の保険に関係なく、村の集団健診において眼底検査・心電図検査を受けられます。

①村の集団健診日程をご確認いただき、民生課保健師までお申し込み下さい。

※事前の申し込みが必要です。

②全額自己負担です。

眼底検査 840円（税込）      心電図検査 1,575円（税込）

2. 集団健診において送迎を実施します。

健診会場への送迎をご希望の方は、民生課保健師までご連絡下さい。

## ～国民健康保険に加入されている皆様へ～

### 1. 人間ドック受診者に補助があります。

【交付内容】検査料の7割相当額まで、上限は3万円です。  
(任意で追加された検査料は除きます)

### 2. 病院での個別健診を1,000円で受診できます。

【交付内容】病院の窓口にて2,500円お支払いいただき、申請により1,500円補助します。

【1. 2. 申請時持ち物】保険証、領収書、印鑑、健診結果表、通帳など振込先のわかる物

### 3. 病院で定期的に血液検査されている方は、結果をご提出下さい。

## 管理栄養士から

### ☆夏バテ予防にはビタミンB1！

夏には食欲がなくなりやすく、そうめんなどの麺類だけという方は多いのではないのでしょうか？

麺類はのどごしが良いのでついつい麺ばかり食べて炭水化物に偏りがちです。炭水化物をエネルギーに変えるのには**ビタミンB1**が必要です。炭水化物に偏った食事はビタミンB1が不足して処理できない糖分が疲労物質の乳酸になり、むくみやだるさ疲れやすさにつながります。

ビタミンB1を多く含む食品…豚肉、うなぎ、カツオ、大豆、枝豆、卵、ごま、のり等。  
ビタミンB1は**アリシン**という成分と一緒に吸収がアップします。  
※アリシンはにんにく、にら、ねぎなどに多く含まれます。上手に利用しましょう♪

### ☆麺類を食べるときのポイント

- ・冷やし中華のように、ハム、卵、きゅうり、わかめ、トマトなど具たくさんで食べましょう。
- ・冷や奴、魚の缶詰、卵、肉、かまぼこなどのたんぱく質、たっぷりの薬味で食べましょう。

## チャレンジゆう Achi

## あちビューティフルチャレンジウォーキング (ABCウォーキング) 開始

H22年度に行った阿智村のスポーツと健康に関する調査で、実施希望が最も多かったのがウォーキングでした。チャレンジゆう Achiでは、県の「元気づくり支援金」を受けて、現在開催しているエンジョイウォーキングを充実させ、あちビューティフルチャレンジウォーキングを開催します。個々の目標設定を行い、楽しく、美しく、健康的なウォーキングを、専門の指導者により行います。

この機会に、無理なく生活習慣病や肥満を予防・改善し、美しい歩き方を手に入れましょう。

- 対象 村内在住の小学生以上 (チャレンジゆう Achi入会が必要)
- 日程 7月26日 (木) から平成25年3月まで 毎週木曜日
- 場所 阿智中学校体育館ランニングコース (1周153m)  
(夜間でも明るく、安全で安心してウォーキングができます。)
- 時間 午後7時30分から9時まで
- 受講料 500円 (1ヶ月) 但し、7月26日は無料体験会です。

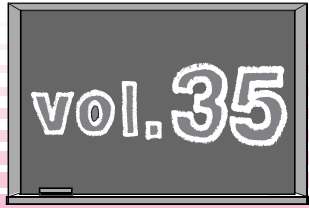
### フリーウォーキング

平日 (木曜日以外) の午後7時から9時まで、中学校体育館ウォーキングコースを開放します。  
ちょっとあいた時間にご利用してみてください。(注 指導者はいません)

※ お申し込み・お問い合わせはチャレンジゆう Achi事務局へ (中央公民館内 TEL : 43-2061)



# 阿智高だより



阿智村の皆様、こんにちは。いつもお世話になっております。暑い日が続いてありますが、いかがお過ごしでしょうか。阿智高生は、勉強はもちろん、クラスマッチ、クラブ活動、文化祭準備などに、暑さに負けず一生懸命取り組んでいます。先日も衣替えに合わせて朝の挨拶運動や学校周辺のゴミ拾い活動を行いました。それでは、最近の学校の様子を少しご紹介いたします。

## 県高校総体 (6/2~3) 県大会出場クラブ

女子バレー部 県大会ベスト16



柔道部 高橋 眞君 (阿智中学出身)



南信大会では、女子バレー部が4位、男子柔道は個人戦60kg級8位、水泳男子平泳ぎ100m5位となり、それぞれ県大会へ出場しました。

## 朝の挨拶運動(6/1~5)



水泳部 奥澤利樹君 (阿智中学出身)



クラスの団結や他学年との交流を深めるクラスマッチが2日間の日程で、バレーボール(男女)、ソフトボール(男)、卓球(女)の各種目で行われました。幸い、好天に恵まれ、好プレー珍プレーの連続で、学校中に明るい歓声があふれ、楽しいクラスマッチとなりました。

## 生徒会ゴミ拾い運動(6/9)



## 春季クラスマッチ(6/4~5)



阿智村より「華のある学校作り」のためにツツジとサツキの苗木を計100本頂き、生徒、職員一緒になって校庭南側の土手に植樹しました。将来、大きく育て、きれいな花をたくさんつけてほしいと願っています。

## 植樹作業(5/23)



## 棟祭(7/14~15)



今年で55回目を迎えた棟祭は「そうだ棟祭に行こう！アット棟だにおいでなんしょ〜」をテーマにクラブの発表やクラス展示に取り組みました。多くの皆様のご来校ありがとうございました。

## 夏季から秋季の予定 (阿智高校は3年間に責任を持ちます)

- |               |                   |                |             |
|---------------|-------------------|----------------|-------------|
| ● 7月 20日~ 26日 | 保護者懇談             | ● 9月 7日        | 生徒会立会演説会    |
| ● 7月 27日      | 1学期終業式            | ● 9月 20日       | 交通安全講話      |
| ● 7月 31日      | 中学生体験入学           | ● 9月 26日~ 28日  | 2学期中間テスト    |
| ● 8月 22日      | 2学期始業式 実力テスト      | ● 10月 10日~ 12日 | 2年生修学旅行(長崎) |
| ● 9月 1日       | PTA研修旅行(名古屋商科大学他) | ● 10月 18日      | 強歩大会        |





# Photo report [フオト・リポ-ト]



## 叙 勲

宮崎松造さん（上半堀）は、旧浪合村の村議を4期16年務め、3代の村長と共に、別荘開発など旧浪合村の発展に寄与され、今回叙勲の栄に浴されました。

## 阿智村消防技術大会

6月24日（日）阿智中学校グラウンドにおいて、村団の消防技術大会が行われました。本年は根羽村消防団も参加し、ポンプ操法技術を競い合いました。

小型ポンプ操法の部

優 勝：5分団

準優勝：3分団B

3 位：6分団



## 魁 志 学 塾

村内在住の40代有志でつくる「魁志学塾」の主催するシンポジウム「阿智村で楽しく暮らし続けるために」が5月23日に阿智村公民館で開催されました。塾のメンバーはこの1年間、このシンポジウムでも講演を行った京都大学大学院経済学研究科の岡田知弘教授を講師に迎え、月1回の学習会を重ねてきました。今回はその成果として地域経済や子ども達の教育について自分達の考えを発表しました。

## 電源立地地域対策交付金事業

電源立地対策交付金は、電源用施設のある地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上のために行う事業に対して交付金を交付することにより、発電用施設の設置に係る地元理解促進等を図ることを目的として国から交付されます。

阿智村では、電源立地交付金を認可保育所の保育士給料の一部に活用しています。

交付金事業名称

福祉サービス提供事業（保育所運営費）

平成23年度交付金額

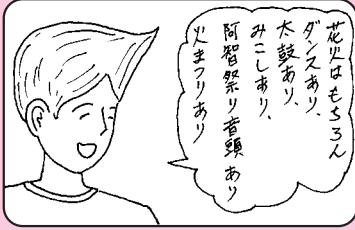
9,145,000円

平成24年度交付金見込額

7,200,000円

# 阿智の夏まつり

年 金太郎



## あぜみち

長年議員として村政発展に寄与された方へ叙勲が行われていますが、今回、旧浪合村で議員を四期勤められた、上半堀の宮崎松造さんがその栄に浴され、先日伝達をさせて頂きました。その折、現在八十八歳の宮崎さんは、議員当時の観光を中心にした村づくりのお話を職員にされました。毎回議会の放映を見られる等村政に対して関心をもっておられるとの事でした。

また、観光事業に貢献されたことに対して、戸沢の渋谷秀逸さんが県知事表彰を受けられました。一樣一株花桃の苗を植えられ、肥料を施し手入れをされて、今日の「花桃の里」の基礎をつくって頂きました。

お二人は叙勲、表彰の機会に恵まれましたが、地道に地域づくりを行って頂いている多くの皆さんがおられることを忘れてはならないと思います。

過日の飯伊消防技術大会で第五分団が小型ポンプ操法の部で優勝されました。この間、多くの消防団員がポンプ操法ラップ吹奏の練習に熱心に取り組まれました。その上に今回の栄誉があると思います。(一)

二十四年六月議会

村長あいさつ

はじめに

六月定例議会開会に当たり一言であいさつを申し上げます。

今年の春は恒例の「花桃まつり」の最盛が五月の連休と重なりました。祭り期間中の入り込み客は二十万人に達するのではないかと推計されております。「ヘブンスそのはら」など智里西地区へはこの間だけでも三十万人に近い入り込みがあつたと考えられます。イベントに直接係わつていただいたみなさんのもとより、苗を植え育てていただいたみなさんにあらためて感謝致します。このたび智里西地区でこの事業を進めて頂いた渋谷秀逸さんが県知事表彰を受けたられました。長年の御労苦に感謝致しお祝いを申し上げます。

国政においては、現在消費税をめぐる論議が政局がらみの状況で進められていきます。野田総理大臣は、しゃにむに増税法案成立に向けて進んで

いますが、同時に論議される社会保障の改革についてはその全容が明らかになつていません。また、大飯原発の再開を巡つては、夏の電力不足を口実にして、再開を進める方向に大きく梶が切られています。福島原発事故から学んだ安全論議は一時棚上げにされて再開論議だけが先行している感は歪めません。TPP交渉、普天間移設問題等、山積する課題は一向に進んでおらず厳しい状況が続いており、我が国の将来構想に基づく論議が先送りにされ場当たりのな政治に危うさを感じます。

過日の小さくても輝く自治体フォーラムで講演された、福島原発事故により全村避難を余儀なくされている飯館村の菅野村長は、事故後一年以上経過したにもかかわらず解決の方向が具体化されないことに憤りを持って現状を話されました。このことに象徴されるように国民の暮らしにかかわる問題は一向に改善されない状況が続いています。特に、我々は「改革」という言葉に幻想を持っておりませんが、現在進められている

待機児童解消策や論議のまとなつております生活保護見直しや年金問題等社会保障を巡る一連の「改革」に象徴されるように、我々にとつて

「改悪」なのか「改善」なのかしつかり見極める力を持つべきであります。

五月に内閣府が発表した一月から三月の四半期の国内生産額(GDP)は、年率換算で四・一%増と高めのプラス成長となつたと伝えられております。しかし、ヨーロッパの危機、それに伴う円高、国債の格付け引き下げ等々経済をめぐる状況は依然として厳しい状況にあります。こうした中であつて、三・一一の大災害を機に我々が決意した「人の命こそ大切にされる社会実現」の理想

は、既に忘れ去られたかのように原発再開を始め経済功利主義中心の構造改革路線がすすめられており、以前にまして国民間格差や地域間格差は広がっております。

本村においても、人口減少が続いており、二十三年四月と今年四月との比較では、出生四十一人、死亡百十六人と七十五人の自然減となつて

おり、社会減十六人をたす九十一人の人口減少となつております。特に清内路地区の社会減が二十六人と多くなつております。

地域経済の動向は、製造業においては、概ね順調に推移しているようでありませんが、円高が続いて行くことが、今後の懸念材料で、取引先の動向から目を離せない状況にあるとしております。

昼神温泉については、昨年が三・一一の影響で入り込み客が激減したので昨年との比較では大幅増となつておりますが、一昨年と比較するとわずかに減少傾向にあります。五月についても減少傾向にあつたといわれております。

小売業、飲食業についてもそれぞれの店によって増加した所、減少した所とまちまちであります。国道一五三号線沿いは交通量の減少に影響されていると思われまます。

建設、建築業については、公共事業が少なく民間工事に頼っている現状で、建築業については昨年度新設した住宅リフォーム補助金の恩恵を

受けている事業所が多いとされています。

介護保険料が県内二番目の高額になったことにより、本村の介護実態、健康度等多くのみなさんの関心を集めております。特に、これと関連して、特定健診の受診率向上を待ったなしの課題と認識して取り組みを強化することが重要と認識されてきております。今回、村内の有識者のみなさんのご協力を得て、各部落で「健康常会」を開いて頂き健康に対する意識の向上を進めてきました。部落の保健委員、部落公民館主事のみなさんのご協力もあつてほぼ全部落で開催することが出来ました。出席人員は延べ八百二十七人となっております。

また検診実施に当たっては天野先生のご理解を得て健診の受けやすい環境づくりを進めており、六月をモデル月間として浪合、伍和地区で先行的に診療所を中心に健診を行うことにしております。全ての該当者のみなさんが受診されるよう強くお願いするものであります。これからは、

村民全員が健康に対して関心を高めるため引き続いて「健康常会」を複数回の開催を計画します。

五月二十三日には、四十代の有志のみなさんの学習組織「魁塾」による、地域づくりシンポジウムが開かれました。この学習組織は、村内で自営業や農業等に従事する四十代のみなさんが、京都大学の岡田先生を講師にお願いし岡田先生の著書「地域づくりの経済学入門」をテキストに毎月学習しており、今回学習の成果を村民のみなさんに報告するためシンポジウムという形で発表したものであります。

当日は七十人余の出席者の内七割以上が四十代のみなさんという、かつてない集いとなりました。次世代を担う人によるこうした取り組みは大変意義深く我々に勇気を与えるものでもあります。さらなる学習を積み重ねて今回のような成果を同年代の人にも伝え共に地域づくりを考え実践する活動が進められることに期待するものであります。

五月二十九日には、阿智村産業振

興公社の社員総会が七十人余の社員のみなさんが出席し開催されました。

農産物の有利販売、遊休耕地の解消等に取り組みされた成果が報告されました。これによりますと、販売支援の農産物の販売額は八千万円で、直接の販売収入は昨年を上回る三千二百万円となっております。これにより、公社を通して販売する農家の内、販売額百万円以上の農家は八人となっておりま。販売された農家は百六十人と多くの農家が利用されております。

現在では、昼神温泉への地産地消の拡大をエリアサポートと共に進められており、今後も、遊休農地の活用、後継者育成等の事業に取り組む方針が承認されました。役員の改選が議題となりましたが、無報酬に近い状況でお働きのいたしておりますが役員であるみなさんの一層のお力添えをお願い致します。

#### 平成二十三年年度決算について

この五月三十一日をもちまして、平成二十三年年度の出納閉鎖が行いま

した。二十三年年度の財政状況がほぼ判明しました。

概要を申し上げますと、一般会計では、歳入総額六十七億八千万円、歳出総額六十一億三百万円で差し引き六億七千万円となりますが、翌年度繰り越し財源一億二千四百万円を差し引いた実質残額は、五億五千二百万円となります。

特別会計については、全ての会計において黒字決算となりました。今議会でご審議頂く案件は、報告案件三件、条例案件四件、予算案件一件であります。

予算案件は、平成二十四年度阿智村一般会計補正予算第二号についてであります。既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ五千万円を追加し、歳入歳出予算総額を四十六億四千七百四十万円とするものであります。歳出の主なものは、駒場保育園跡地について、今後の利活用について検討するため引き続き借りることとし一年分の借地料四十万八千円を、国の地域振興事業を取り入れて地域振興の研究を行うための外部専門家の



招致と地域と大学連携のための委託料四百五十万円、防災に対する特別の起債事業による春日地区への防災拠点施設（第一分団車庫兼）建設事業千六百七十万円等であります。

**今後の進めるに当たって考えるべき点**

今年度も二ヶ月が過ぎました。これからは、後期五ヶ年計画つくりや合併特例措置廃止に向けての施設点検を含む行政見直しを精力的に進めなくてはなりません。進めるに当たって考えるべき点についていくつか述べてみたいと思います。

今後の村の姿をどう描くかであります。今回も、集落毎の実態把握を行うことによって、それぞれ現在居住している方達が今後どう生活されるかを把握したいと考えます。現状が続くとすると、周辺集落は高齢者世帯が大半を占め、保育園や小学校の存続が危うくなります。前期計画では、集落の存続と居住環境の改善を優先して進めてきました。今日までの集落維持や定住施策については、当面はこれを継続していくとしても、十

年、十五年後を見通した場合この方向を継続していくことがよいかどうか論議の分かれるところでもあります。人口維持とも深い関係にある地域

経済の問題であります。我国の経済は、今後もグローバルゼーションの進む中で厳しい経済環境が続くと見

なくてはなりません。今回の盟和産業に見られるように、時代の変遷と共に大きく変わらざるを得ないのが製造業の姿であります。しかし、雇用の面から考えても製造業の力は大きいものがあります。今後も、村内で操業されている製造業が引き続き操業されるように出来る支援を行うことは欠かせません。

村の施策としては自力で地域経済の立て直しを進めることができなくては今後も村の維持は出来ません。今までもこうした認識にたち、地域循環型経済システムの構築を目指して「地域内再投資力」を高めることを目標としてきました。村の基盤産業である農業と今日まで創り上げてきた昼神温泉をはじめとする基幹産業である観光業を地域の経済資源とし

て、再生、活性化することを経済施策の中心において進めてきました。今後は林業、自然エネルギー事業等

も重視することが大切であります。しかし、これらの産業も全体的には係わる人達の大変な努力にもかかわらず縮小傾向にあります。特に、村内

の観光産業は経営基盤が大変脆弱な状況になっております。観光地間競争に勝ち残っていくことの出来る、誘客対策のみに留まらない環境整備や経営支援を行う必要があります。

福祉施策については今日まで重点的に進めてきていますが、介護保険料の高騰に見られるように、大きな課題を抱えております。現状でも特別養護老人ホームへの入所希望者（家族と本人）は四十人弱おり今後この傾向は強まると予想されます。住み慣れた地域で、出来れば自分の家で一生を終えたいと誰でも願っています。しかし、社会的な介護のシステムが現在そうした要望に応えられない状況に無いのが施設介護を望む根底にあると考えます。介護ばかりでなく、これから増える高齢者世帯や

一人暮らし高齢者の安全安心システムの構築が急がれます。

この他、社会が複雑化する中で、心の病を持つ方も増えておる等様々な分野での新たな対応も必要になってきております。

**二十一世紀プロジェクトの主要4Kについて**  
次に二十一世紀プロジェクトの主要4Kについて考えてみます。

**【健康】**

健康については、既に村民の健康意識をどう高めるかが当面の優先課題となっています。特に、アンチエイジングの取り組みを全ての住民のみなさんが取り組まれる事を目標にさらに進めることが必要であります。高騰を続ける国民健康保険の医療費や介護保険料の削減の数値目標を立てて取り組むことで計画の実効性を高めたいと考えます。

温泉や農産物等村の健康資源を活用した健康づくりを進め村民の「健康寿命」の向上を目指すことで地域経済への波及を考えます。  
教育については、幼保一元化が進



められ就学前教育が関心を集めるようになりました。本村は地域にこどもを維持してありますがこどもにとって何が必要か検討してみることにも必要であると考えます。小学校についても同じことが言えるのではないかと思います。

阿智高等学校については、今後予想される県立高校の再編計画の中で、存続が懸念されています。地元で高等学校があるか無いかは、村づくりや住民のみなさんの負担にも大きく関係する問題であり、村としても存続への努力を行う必要があります。

【環境】

環境については、人口の減少や高齢化が進む中で自然環境の保全や景観保全という地域の環境を守ることに化石燃料や原子力に頼らないエネルギーの開発が喫緊の課題となつてきています。再生可能な自然エネルギーの開発は、新たな雇用を生むことにも繋がります。

【観光】

観光については、本村の観光振興

は観光産業振興を中心に取り組まれてきましたし今後もこの面を強化していくことが必要であります。反面、住民の皆さんの意識には、観光という観光産業に繋がるものという意識が強いのが特徴であります。

産業としての観光は村にとっても必要なものでありますが、もう一方の一人ひとりの住民にとって生き甲斐や地域の誇りを育む活動として取り組みが結果として観光に繋がるような村づくりは欠かせないものがあります。地域の文化や自然を守り、美しい地域をつくり外から来た人を快くもてなすという取り組みが行われるような地域づくりを進めていくことが望まれます。

自治組織毎の地域計画

今回の後期計画に合わせて自治組織毎の地域計画の作成も自治会等に要請してあります。前期計画では、各自治組織がそれぞれ努力されて作って頂きました。是非前期計画を評価した上で新たな計画づくりをお願いするものであります。

また、全村的な村の計画ではカバーし得ない課題を持つ、過疎化の進む浪合、清内路、智里西については、独自の地域振興計画を作成したいと考えます。

行政運営の見直し

合併より三年、五年が経過し今後の行政運営についても当然見直しが必要になってはなりません。特に遊休施設や土地利用等については出来るだけ早く結論を出さなくてはなりません。また、浪合、清内路振興室の存続や、これと関連して前項で述べた各地域自治区内振興との関連で体制についても検討が必要であります。

以上、大変厳しい環境にある、本村を維持していくための課題について申し上げますが、いずれの問題も先送りの出来ないものばかりであります。

後期計画をつくるに当たっては、当然庁内での資料収集や、計画の具体化を進めなくてはなりません。議会においても十分ご検討頂くと共に、住民のみなさんの中でも様々な検討

が進むようにしなくてはなりません。年内を目途に計画審議会の論議を経て最終案をつくるように致します。

おわりに

五月二十六・二十七日と全国小さくても輝く自治体フォーラムが初めて北海道の地で開かれ議員のみなさんも研修旅行を兼ねてご出席頂きました。この集会を通じて、小さい自治体だからこそ住民のみなさんを主体において地域を維持発展させることのできることを再確認し、自信を得ることが出来たものと思います。今回の大災害を受けてフォーラムの会に参加する自治体同士で「災害相互応援協定」の締結を行うことを決定しました。

全国の先進事例に学びながら、阿智村に住めばこんな素晴らしいことが可能になると実感できる夢のある村、希望を持って働くことのできる村を目指して知恵と力を結集して良い計画づくりが進められますようご協力頂きますことをお願いしてあさつと致します。